令和6年度海外の原子力施設の規制情報調査に係る 一般競争入札説明書

[全省庁共通電子調達システム対応]

令和6年2月 原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房技術基盤グループ技術基盤課

入 札 説 明 書

原子力規制委員会原子力規制庁の役務の調達に係る入札公告(令和6年2月2日付け公告)に基づく入札については、関係法令、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得及び電子調達システムを利用する場合における「電子調達システム利用規約」

(https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/pdf/riyoukiyaku.pdf) に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和6年度海外の原子力施設の規制情報調査

(2) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(3)納入場所 仕様書による。

(4) 入札方法

入札金額は、総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者 は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。
- (4) 令和 $04 \cdot 05 \cdot 06$ 年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

3. 入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する仕様書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の受領期限内に提出しなければならない。

また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された適合証明書は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

4. 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は開催しない

- 5. 適合証明書の受領期限及び提出場所
 - (1) 受領期限

令和6年2月19日(月)12時00分

(2) 提出場所

〒106-8450 東京都港区六本木一丁目 9番 9号 六本木ファーストビル 1 6 階原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房技術基盤グループ 技術基盤課契約係

(3) 提出方法

ア. 電子調達システムで参加する場合

電子調達システムで参加する場合は、(1)の期限までに同システム上で適合証明書を提出すること(同システムのデータ上限は10MBまで)。

イ. 書面で参加する場合

書面で参加する場合は(1)の期限までに原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式2による書面入札届と合わせて提出すること。

提出方法は持参、郵送または電子メールによるものとする。郵送の場合は確実に届くよう、配達証明等で送付すること。

電子メールで送付する場合には、15. (2) の本件に関する照会先に送付すること。なお、容量が10MBを超過する場合は、分割して提出すること。

また、原子力規制庁到着時刻をもって提出期限の判断を行うこととなるため、余裕をもって提出すること。期限を超えた場合には理由を問わず入札に参加することはできない。

(4) その他

審査の結果は令和6年3月8日(金)までに電子調達システムで通知する。書面により入札に参加する者へは、書面で通知する。(審査結果通知書)

- 6. 競争執行の日時、場所等
 - (1) 入札・開札の日時及び場所

日時: 令和6年3月12日(火)15時30分

場所: 原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル18階入札会議室

(2) 入札書の提出方法

入札書の提出は以下の方法のみであり、メール等その他の方法による提出は認めない。

- ア. 電子調達システムによる入札の場合
 - 6. (1)の日時までに同システムにより入札を行うものとする。

イ. 書面による入札の場合

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式2による書面を5. (1)の日時までに提出 済みであること。

また、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式1による入札書を6. (1)の日時及び場所に持参すること。なお、入札書の日付けは、入札日を記入すること。

入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7. 落札者の決定方法

支出負担行為担当官が採用できると判断した適合証明書を提出した入札者であって予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- 8. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めるところにより実施する。
- 9. 入札保証金及び契約保証金 全額免除
- 10. 契約書の作成の要否 要
- 11. 契約条項 契約書(案)による。
- 12. 支払の条件 契約書(案)による。
- 13. 契約手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。
- 14. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 小林 雅彦 〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

15. その他

- (1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において、速 やかに書面をもって説明しなければならない。
- (2) 本件に関する照会先

質問は、電話又はメールにて受け付ける。

担当: 原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房技術基盤グループ技術基盤課 安岡 誠

TEL: 03-5114-2109

メールアト゛レス: yasuoka_makoto_78h@nra.go.jp

(3) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先 政府電子調達システム (GEPS) ホームページアドレス https://www.p-portal.go.jp

ホームページアドレス https://www.p-portal.go.jp ヘルプデスク 0570-000-683 (ナビダイヤル) 受付時間 平日9時00分~17時30分 (4) 契約締結日までに令和6年度予算(暫定予算を含む。)が成立しなかった場合は、契約締結日

は、予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場 合がある。

なお、本調達は、令和6年度予算に係る調達であることから、予算の成立以前においては、落 札予定者の決定となり、予算の成立等をもって落札者とすることとする。

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約(工事に係るものを除く。)に係る一般競争 又は指名競争(以下「競争」という。)を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなけ ればならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読 のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3)入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格(全省庁統一資格)を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額 免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。 なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1)入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封かんし、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称 又は商号)、宛名(支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官殿と 記載)及び「令和6年3月12日開札[令和6年度海外の原子力施設の規制情報調査]の入札 書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。
- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕をもって行うこと。

7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を 持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同シ ステムに定める委任の手続を終了しておかなければならない。

8. 代理人の制限

- (1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (2) 入札者は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。) 第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は 入札代理人とすることができない。

9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人による入札又は電子調達システムに定める委任の手続きを 終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項(別記)について、虚偽が認められた入札
- ② その他入札に関する条件に違反した入札

11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人 等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3)入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、 開札場を退場することができない。

(6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入 札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を 行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システ ムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。ただし、別途指 示があった場合は、当該指示に従うこと。

13. 調查基準価格、低入札価格調查制度

- (1) 工事その他の請負契約(予定価格が1千万円を超えるものに限る。)について予決令第8 5条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約 の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各 号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額(以下「調査基準価格」という。) に満た ない場合とする。
 - ①工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7.5から10分の9. 2までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - ②前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額
- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札(以下「低入札」という。) した者は、事後の 資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等(以下「低入札 価格調査」という。) に協力しなければならない。
- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び 地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。
- 14. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当

該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。 なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係の ない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

15. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明 したときは、落札決定を取消すことができる。

16. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印(外国人又は外国法人が落札者 である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。)し、契約 書を受理した日から10日以内(期終了の日が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法 律第91号) 第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。) に契約担当官等に提 出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長する ことができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 17. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、 異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む)。 ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登 記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察 に提供することについて同意します。

記

- 1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
- (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
- 3. 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地 商号又は名称 代表者役職·氏名 (復) 代理人役職・氏名

下記のとおり入札します。

記

1 入札件名 : 令和6年度海外の原子力施設の規制情報調査

2 入札金額 : 金額 円也

3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。

本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。 4 誓約事項 :

担当者等連絡先 部署名 責任者名 担当者名 : TEL E-mail :

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地商 号 又 は 名 称代表者役職・氏名

書面入札届

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、書面入札方式で参加をいたします。

記

- 1 入札件名 : 今和6年度海外の原子力施設の規制情報調査
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由(記入例)電子調達システムで参加する手続が完了していないため

 担当者等連絡先

 部署名
 :

 責任者名
 :

 担当者名
 :

 TEL
 :

 E-mail
 :

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所在地(委任者)商 号 又 は 名 称代表者役職・氏名

 代理人所在地

 (受任者)所属(役職名)

 代理人氏名

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和6年度海外の原子力施設の規制情報調査の入札に関する一切の件
- 2 1の事項に係る復代理人を選任すること。

担当者等連絡先 部署名

 計者名
 :

 責任者名
 :

 担当者名
 :

 TEL
 :

 E-mail
 :

- 12 -

(様式3-2)

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理人所在地 (委任者) 商号又は名称 所属(役職名) 代理人氏名

復代理人所在地 (受任者) 所属(役職名) 復代理人氏名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和6年度海外の原子力施設の規制情報調査の入札に関する一切の件

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

TEL :

E-mail :

予算決算及び会計令(抜粋)

(一般競争に参加させることができない者)

- 第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項 の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次 の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
 - 一 当該契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条 第一項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

- 第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当する と認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことが できる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とす る。
 - 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しく は数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連 合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽 の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

令和6年度海外の原子力施設の規制情報調査 仕様書

仕様書

1. 件名

令和6年度海外の原子力施設の規制情報調査

2. 目的

本調査は、米国、欧州主要国(欧州機関を含む)、国際機関における原子力施設の規制に関連する情報、及び米国、欧州主要国の事故・故障情報等を網羅的に収集・調査し、概ね週単位で取りまとめて、原子力規制委員会原子力規制庁(以下「規制庁」という。)内で情報共有することを目的とする。

また、米国、欧州主要国、国際機関(欧州機関を含む)における重要なトピックスに係る情報を収集し、概ね月単位で取りまとめて、情報共有することにより、我が国の原子力施設の安全規制に資することを目的とする。

3. 実施内容

- 3.1 週単位での原子力施設の規制情報及び事故・故障情報の取りまとめと報告
- 3.1.1 原子力施設の規制情報等の取りまとめと報告

調査対象国の規制機関及び技術支援機関、国際機関が公表する原子力施設に係る 規制関連情報(規制制度、規制組織、法令基準、許認可、運転管理、廃止措置)等を収 集・調査する。組織再編や統廃合があった場合には、その後継組織を調査対象とする。 原子力施設とは、原子力発電所、新型炉、燃料サイクル施設、使用済燃料貯蔵施設、使 用済燃料中間貯蔵施設、廃棄物処分施設、関連輸送等とする。

各情報は、概ね週報提出日の前週の 1 週間分を取りまとめ、週毎に提出を行う (原則として火曜日に提出すること。提出時間は規制庁との協議によるものとする)。 各情報には出典として、情報発信元、発信日、情報の URL 等を付記する。

(1) 米国における規制情報

【NRC の規制情報、規制文書等】

以下の「①NRC News」は全訳とし、その他の文書については概要作成を基本とする。なお、特に概要作成に時間を要する場合は、次週以降の報告でもよい。また、規則策定、事故耐性燃料(ATF)、小型モジュール炉、先進原子炉(非軽水炉)に関しては、特に注目して収集、取りまとめのこと。

- (a) 規制情報
 - ① NRC News (全訳)
 - ② その他 (規制庁からの要請・協議によるものとする)
- (b) 規制文書情報
 - ① NRC 委員会宛スタッフ文書 (SECY)、スタッフ要件メモ (SRM) 委員会行動メモ (COMs 及び COMSECYs)
 - 2 NRC Generic Communications(GL, BL, IN, RIS)
 - ③ 原子力エネルギー法等関連法令、連邦規則(10CFR)、官報
 - ④ 規制ガイド・標準審査指針・暫定スタッフガイダンスの新規・改訂版・ドラフト版

- ⑤ NRC 委員会の発信文書
- ⑥ NRC がエンドースした産業界・学会文書
- ⑦ NRC スタッフ、原子炉安全諮問委員会等の書信、メモ、報告書、ミーティング 関連資料・議事録(ACRS 書信以外の書信、メモ、報告書、ミーティング関連 資料は、重要なものを週 2~3 件程度の概要作成を目安とする)
- ⑧ NRC の「NUREG シリーズ報告書」
- ⑨ その他 (規制庁からの要請・協議によるものとする)
- (c) その他の情報
 - ① NRC の規制情報に関係するその他の情報 (上述の規制庁が注目するテーマに 関する産業界側の活動等。規制庁からの要請・協議によるものとする)
- (2) 欧州主要国等における情報

調査対象は以下の欧州主要国等とする。

• 欧州等主要国等:

フランス、ドイツ、イギリス、スウェーデン、スペイン、ベルギー、スイス、フィンランド、チェコ、カナダ (規制庁からの要請・協議により追加される場合がある)

なお、欧州主要国の調査対象は以下の規制機関、技術支援機関、必要に応じて その他の政府機関等とするが、組織再編等により名称が変わった場合には、その 後継組織を調査対象とする。

・フランス: ASN、IRSN 等

・ ドイツ: BASE、BfS、州規制当局、GRS 等

イギリス: ONR 等

・ スウェーデン: SSM 等

・ スペイン: CSN 等

・ベルギー: FANC、Bel V 等

スイス: ENSI 等

フィンランド:STUK等

チェコ: SUBJ 等

カナダ: CNSC 等

収集する情報は、下記に示すとおり、各国の規制機関、技術支援機関、必要に応じてその他の政府機関等がウェブサイトで公表する情報、規制関連文書、報告書等とする。また、収集した情報は、規制庁の指示に従い、(a) 規制情報、(b) 規制文書情報、(c) その他の情報、として取りまとめる。なお、情報の収集はその重要性に鑑みて取捨選択してよい。その場合は、必要に応じて規制庁担当者と協議の上、指示に従うものとする。

情報収集期間(概ね週報提出日の前週の1週間)に公表された以下の文書については全訳を基本とするが、分量が多いものは概要作成でもよい。

① 規制機関が発表する情報(規制制度、組織・人事・予算情報、規制機関の活動 全般、見解・決定・指示・命令・評価等、フランスの地域情報委員会総会・イ ギリスのサイトステークホルダーグループ会合/ローカルリエゾングループ会 合等の情報も含む。)

- ② 規制機関の組織・運営に関する文書(人事、組織図、戦略計画、政策声明、規制方針等)
- ③ 規制関連文書(原子力施設の建設・運転・変更・廃止措置等に係わる法律、政省令、行政文書、規則、指針、ガイダンス、報告書等に関する情報)
- ④ 運転管理(検査、監督等)に関する情報
- ⑤ 年報、四半期報、季報、ニュースレター等(年報は令和 6 年度に発行されるもの(2023 年報) とする。)
- ⑥ 規制機関の活動に関係すると思われる、その他の政府機関が発表する情報
- (3) 国際機関における情報(欧州機関を含む)

調査対象は以下の国際機関及び欧州国際機関等とする。

国際機関:

・IAEA、OECD/NEA、国連、国際放射線防護委員会(ICRP)

欧州国際機関:

・欧州連合(EU:議会、理事会、閣僚理事会、委員会含む)、欧州原子力 安全規制者グループ(ENSREG)、西欧原子力規制者会議(WENRA) 国際機関及び欧州国際機関については、原子力安全・セキュリティに係る発表、 会議内容やスピーチ要旨、出版物等の情報を収集・調査する。

情報収集期間(概ね週報提出日の前週の1週間)に公表された文書については 全訳を基本とするが、分量が多いものは概要作成でもよい。

3.1.2 原子力施設の事故・故障情報の取りまとめと報告

事故・故障情報については、米国、前述の欧州主要国等の原子力施設を調査対象とする。情報収集期間(概ね週報提出日の前週の1週間)に公表された以下の文書については全訳を基本とする。

なお、事故・故障情報については、必要に応じて、規制庁側から迅速な収集、 或いは関連する事業者情報等を依頼する、或いは米国、欧州主要国以外の原子力 施設についての情報収集、事故・故障後の情報フォローを依頼する場合がある。 また、事故報告書、運転経験反映に関する報告書、事故・故障に関する年度報告 書等を依頼する場合がある。その場合は、その全訳或いは概要等が提供可能となった段階で逐次報告する。

米国:

- ・NRC の「Event Notification Report」(協定州報告等は除く)
- ・NRC の「Licensee Event Report」(概要部分等)

欧州主要国:

- ・規制機関(地方機関等を含む)、技術支援機関等が公表する情報 その他の国:(中国、韓国、台湾、カナダ、他、規制庁から追加等を要請が あった場合)
 - ・主に規制機関、技術支援機関等が公表する情報

3.2 重要なトピックス情報の取りまとめと報告

米国、欧州主要国(欧州国際機関を含む)の規制制度、規制活動等や、国際機関

の活動で注目すべき重要なトピックス情報を背景・経緯を含めて調査し、1件当たり A4 判で 10~20 ページに取りまとめる。米国については、月毎にその時点で関心の高い規制動向テーマを定め、情報を取りまとめて報告する。また、欧州主要国・国際機関については、調査期間中、最大6件程度のテーマを定め、情報を取りまとめて報告する。

テーマは規制庁が指定する場合もあるが、受注者も有用なテーマをタイムリーに提案し、規制庁と協議の上決定する。調査対象とするテーマには現在進行中のもののみならず、安全規制上重要と思われる過去のテーマ及び未来のテーマも含まれる。

3.3 情報収集などの助勢

上記の調査項目に係る情報や関連情報について、規制庁担当者が随時指定した内容についての情報収集などの助勢を行う。助勢は月2回、情報調査・資料作成で各4時間程度を目安とする。調査した内容は、成果報告書に反映する。

3.4 成果報告書

当該期間中に収集し、規制庁に報告した各週の週報、トピックス報告、助成業務の成果を成果報告書として取りまとめ、電子情報媒体を提出する。成果報告書の構成等については、規制庁と協議のこと。

上記の調査項目、報告方法・時期・物量を整理すると下表の通りとなる。

調査項目等	報告方法	報告時期	物量		
規制関連情報等の調査	週報	毎週	A4 判 約 50 頁		
事故・故障情報の調査	义 四 羊以	74700			
争 以。以恰旧郑(/)则且	速報	入手次第逐次	A4 判 約 1~2 頁		
トピックス情報調査	トピックス報告書	協議により決定	A4 判約 10~20 頁		
成果報告書	成果報告書	期末	A4 判 約 2900 頁		

4. 実施工程

年		令和6年					令和7年					
項目 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
週単位での原子力施設の規												
制情報及び事故・故障情報												
の取りまとめと報告												
重要なトピックス情報の取												
りまとめ												
情報収集などの助勢												
調査結果の報告												
成果報告書												Δ

5. 業務実施期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

6. 実施責任者及び実施体制

受注者は、実施責任者及び品質管理体制を明示した実施体制表を提出すること。 あらかじめ下請負者が決まっている場合は、下請負者名及びその発注業務内容を含めて記載すること。ただし、金 50 万円未満の下請負業務、印刷費、会場借料、翻訳費及びその他これに類するものを除く。

実施責任者は本作業の遂行にあたり十分な実務能力及びマネジメント能力を有し、 本作業を統括する立場にある者とすること。

実施体制には必ず本件に精通した経験豊富なスタッフを含めること。また、2人以上の直接の担当者を定め、一方が出張等の時にも支障なく業務が遂行できるようにすること。

本業務の遂行において、仕様書等で要求する内容を理解し、期待される成果をあげるよう、海外提携先等を含め、組織的な実施体制を確保できること。

7. 提出書類及び納入品目

(1)提出書類

受注者が規制庁の承認を受けるため、又は規制庁に報告するために提出する 書類、提出部数、提出期日は、次のとおりとする。

	提出書類	提出部数	提出期日
1	品質計画書 (注1)	1	契約締結後速やかに提出すること
2	情報セキュリティに関する	1	契約締結後速やかに提出すること。
	書面(情報管理計画書)		変更時は改訂版を速やかに提出すること。
3	実施計画書 (実施工程表、実	1	契約締結後速やかに提出すること。
	施体制表含む)		変更時は改訂版を速やかに提出すること。
4	下請負届	1	契約締結後速やかに提出すること。
			該当しない場合は省略できる。
5	情報管理報告書	1	提出頻度・期限は別途定める。
			成果報告書提出時にも提出すること。
6	週報 ^(注2)	1	毎週火曜日(提出時間は規制庁との協議
			による) ^(注3)
7	トピックス報告書 (注2)	1	その都度(期間中、最大 18 回程度)
8	成果報告書 (注4)	一式	令和7年3月31日まで
9	完了届	1	納入時

- 注1) 品質計画書の品質要求事項は8. によるものとする。
- 注2) 電子情報(Word、PDF形式)をe-mail又は電子媒体にて提出すること。
- 注3) 年度初、年度末、連休、年末年始等の提出日・提出方法については、規制庁と協議し、決定するものとする。
- 注4) 成果報告書には非公開情報を含めない。電子情報媒体にて1部提出すること(PDF形式)。

(2)納入品目及び納入場所

納入品目:(1)に定める提出書類

納入場所:原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ技術基盤課 東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル8階

8. 品質計画書

品質計画書には最小限、以下の内容を記載すること。

(1) 品質管理体制

受注業務に対する品質を確保するための、十分な体制が構築されていること。

- ・ 作業実施部署は品質管理部署と独立していること。
- ・ 実施責任体制が明確となっていること(実施責任者と品質管理責任者 は兼務しないこと)。
- (2) 品質管理の具体的な方策

受注業務に対して品質を確保するための、当該業務に対応した具体的な作業 に関する方法(チェック時期及びチェック内容)が明確にされていること。

(3) 担当者の技術能力

業務に従事する者の技術能力(語学力を含む)を明確にすること。特に、原子力安全等に関する技術分野における実務経験者が、担当者の中に含まれていること。

9. 検収条件

本仕様書に記載の内容を満足し、7. に記載の提出書類が全て提出されていることが確認されたことをもって検収とする。

10.情報セキュリティの確保

受注者は、以下の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- (1)受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその 実施方法及び管理体制について定めた情報管理計画書を原子力規制庁担当官に 書面で提出すること。情報管理計画書において定めるべき項目は、①社内規程類 (情報セキュリティ対策、個人情報保護、再委託)、②秘密情報等の取扱い方法 (役割と体制、取扱い方法)、③情報管理及び返却に関する計画(情報管理簿の 運用・管理)、④秘密情報の教育・研修・周知に関する計画、⑤情報セキュリティ確保に関する計画(物理セキュリティ、情報機器のセキュリティ)、⑥情報セキュリティ事故発生時の対応手順(体制と連絡先、想定事象、報告手順)、⑦セキュリティ認証の取得状況である。
- (2) 受注者は、原子力規制庁担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講じること。 また、本業務において受注者が作成する情報については、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3)情報セキュリティ事故が発生するなどの万一の事故があった場合、直ちに原子力規制庁へ報告すること。

- (4) 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (5) 受注者は、原子力規制庁担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。 また、請負業務において受注者が作成した情報についても、原子力規制庁担当 官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (6) 受注者は、情報管理計画書の履行状況を定期的に確認して情報管理報告書にて報告すること。また、本業務の終了時にも、業務実施期間を通じた履行状況を情報管理報告書にて報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー https://www.nra.go.jp/data/000129977.pdf

11. その他

- (1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、規制庁担当者と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (2) 作業実施者は、規制庁担当者と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が保てること。
- (3)業務上不明な事項が生じた場合は、規制庁担当者に確認の上、その指示に従うこと。
- (4) 常に、規制庁担当者との緊密な連絡・協力関係の保持及び十分な支援を提供すること。
- (5) 本調達において納品される成果物の著作権は、検収合格が完了した時点で、当 庁に移転する。受注者は、成果物の作成に当たり、第三者の工業所有権又はノ ウハウを実施・使用するときは、その実施・使用に対する一切の責任を負う。
- (6) 成果物納入後に受注者の責めによる不備が発見された場合には、受注者は、無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(以上)

入札適合条件

令和6年度 海外の原子力施設施設の規制情報調査を実施するにあたり、以下の条件を満たすこと。

- (1) 令和04・05・06年度の環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履 行が確保されていること。
- (3) 担当者の技術能力

本業務の担当者は、以下の条件を満たす技術能力があることが不可欠である。

- ・ 米国及び欧州等の原子力施設に関する十分な専門的知識、規制に関する知識を有する と共に、特に、米国及びフランス、イギリス、ドイツ等の欧州主要国等の現行規制と その変遷、そのベースとなる規制研究成果、規制プロセスなどに精通していること。
- ・米国及び欧州主要国等の原子力施設の規制情報を中心とした原子力関係の広い範囲分野の情報について、即時性を持って網羅的に収集、調査する能力があること。 特に、欧州では英語以外の言語が広く使われていることから、調査担当者が英語以外の言語の情報を収集・読解し、その要点を把握できる能力を有することが必須である。
- ・調査した情報を原子力施設の専門的知識、実務経験に基づいて速やかに取りまとめ る能力があること。
- ・原子力施設の規制情報のトピックスを調査するという観点から、情報の取捨選択を 的確にかつ効率よく実施できる能力を有していること。更に、最近の規制トピック スについてのこれまでの経緯、背景、位置づけに精通しており、要点を押さえた概 要を作成する能力があること。
- ・担当技術者及び実施体制は、原子力規制庁(以下「規制庁」という。)が仕様書等で要求 する内容を理解し、期待される成果を上げるよう規制庁担当者と十分に調整できる技 術力があること。

上記の条件を満たすことを示すため、別紙にて担当技術者及び不在時代行技術者の 経歴、条件を満たすことの説明、米国及び、フランス、イギリス、ドイツ等の欧州主要 国の原子力施設に係る調査実績を記載し、提示すること。なお、個人情報の取扱いに留 意すること。

- (4) 本業務の遂行には、米国、及びフランス、イギリス、ドイツ等の欧州主要国等において、幅広い安定した情報源を収集するための組織的支援体制が確保できること、及び(5) a.の品質管理体制が有効に働くことが必要である。そのため、組織的支援体制確保の方策を説明すること。また、本業務の品質を確保できることを示すため、次の①及び②について回答を作成し、下記5項の品質管理体制と方策に基づいて処理した過程とともに提示すること。
 - ① 米国 NRC における小型モジュール炉 (SMR) の緊急時対応準備について、最終規則の

概要を説明すること(A4サイズ用紙1頁程度)

- ② フランスで試運転を開始したフラマンビル 3 号機における補機冷却系の問題と、事業者及びフランス原子力安全機関(ASN)の対応の概要を説明すること(A4 サイズ用紙 1 頁程度)
- (5) 以下の品質要求事項への対応を説明すること。
 - a. 品質管理体制

受注業務に対する品質を確保するための、十分な体制が構築されていること。

- 作業実施部署は品質管理部署と独立していること。
- ・ 実施責任体制が明確となっていること (実施責任者と品質管理責任者は 兼務しないこと。)。
- b. 品質管理の具体的な方策

受注業務に対して品質を確保するための、当該業務に対応した具体的な作業に 関する方法(チェック時期及びチェック内容)が明確にされていること。

c. 担当者の技術能力

業務に従事する者の技術能力を明確にすること。

本件の入札に参加しようとするものは、上記の(1)から(5)までの条件を満たすことを証明するために、様式1及び様式2の適合証明書等を原子力規制委員会原子力規制 庁に提出し、原子力規制庁長官官房技術基盤グループ技術基盤課が行う適合審査に合格する必要がある。

なお、適合証明書等(添付資料を含む。)を書面で提出する場合は、正1部提出すること。電子調達システムで参加する場合は、入札説明書に記載の期限までに同システム上で 適合証明書を提出すること。

また、適合証明書を作成するに際して質問がある場合には、令和6年2月15日(木) 12:00まで質問を電話又はメールで、下記の原子力規制庁長官官房技術基盤グループ 技術基盤課へ提出すること。

適合証明書提出先:

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ技術基盤課契約係 〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル16階 TEL:03-5114-2222

質問提出先:

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ技術基盤課 〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル8階

担当:安岡 誠 (yasuoka_makoto_78h@nra.go.jp)

TEL: 03-5114-2109

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名

「令和6年度海外の原子力施設の規制情報調査」の入札に関し、応札者の条件を満たしていることを証明するため、適合証明書を提出します。

なお、落札した場合は、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

担当者等連絡先

部署名: 責任者名: 担当者名: T E L: E-mail:

適合証明書

件名: 令和6年度 海外の原子力施設の規制情報調査

商号又は名称:

条件	回答 (Cor×)	資料 No.
(1)令和 04・05・06 年度の環境省競争参加資格(全省庁統一資格)		
「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付け		
されている者であること。		
(2) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキ		
ュリティ対策の履行が確保されていること。		
(3) 担当者の技術能力		
本業務の担当者は、以下の条件を満たす技術能力があることが不		
可欠である。		
・ 米国及び欧州の原子力施設に関する十分な専門的知識、規制に関		
する知識を有すると共に、特に、米国及びフランス、イギリス、		
ドイツ等の欧州主要国の現行規制とその変遷、そのベースとなる		
規制研究成果、規制プロセスなどに精通していること。		
・米国及び欧州主要国等の原子力施設の規制情報を中心とした原		
子力関係の広い範囲分野の情報について、即時性を持って網羅		
的に収集、調査する能力があること。特に、欧州では英語以外		
の言語が広く使われていることから、調査担当者が英語以外		
の言語の情報を収集・読解し、その要点を把握できる能力を		
有することが必須である。		
・調査した情報を原子力施設の専門的知識、実務経験に基づいて		
速やかに取りまとめる能力があること。		
・原子力施設の規制情報のトピックスを調査するという観点から、情報の取捨選択を的確にかつ効率よく実施できる能力を有		
り、情報の取拾選択を的確にかり効率よく美地できる能力を有していること。更に、最近の規制トピックスについてのこれま		
での経緯、背景、位置づけに精通しており、要点を押さえた概		
要を作成する能力があること。		
・担当技術者及び実施体制は、原子力規制庁(以下「規制庁」という。)		
が仕様書等で要求する内容を理解し、期待される成果を上げるよ		
う規制庁担当者と十分に調整できる技術力があること。		
上記の条件を満たすことを示すため、別紙にて担当技術者及び不		
在時代行技術者の経歴、条件を満たすことの説明、米国及び、フラ		
ンス、イギリス、ドイツ等の欧州主要国の原子力施設に係る調査実		
績を記載し、提示すること。なお、個人情報の取扱いに留意するこ		
と。		
(4) 本業務の遂行には、米国、及びフランス、イギリス、ドイツ等の		
欧州主要国において、幅広い安定した情報源を収集するための組織		

的支援体制が確保できること、及び(5)a.の品質管理体制が有効に働くことが必要である。そのため、組織的支援体制確保の方策を説明すること。また、本業務の品質を確保できることを示すため、次の①及び②について回答を作成し、下記5項の品質管理体制と方策に基づいて処理した過程とともに提示すること。

- ① 米国 NRC における小型モジュール炉 (SMR) の緊急時対応準備について、最終規則の概要を説明すること (A4 サイズ用紙1頁程度)
- ② フランスで試運転を開始したフラマンビル 3 号機における補機 冷却系の問題と、事業者及びフランス原子力安全機関(ASN)の 対応の概要を説明すること(A4 サイズ用紙1頁程度)
- (5) 以下の品質要求事項への対応を説明すること。
 - a. 品質管理体制 受注業務に対する品質を確保するための、十分な体制が構築され ていること。
 - ・ 作業実施部署は品質管理部署と独立していること。
 - ・ 実施責任体制が明確となっていること (実施責任者と品質管 理責任者は兼務しないこと。)。
 - b. 品質管理の具体的な方策

受注業務に対して品質を確保するための、当該業務に対応した具体的な作業に関する方法(チェック時期及びチェック内容)が明確にされていること。

c. 担当者の技術能力 業務に従事する者の技術能力を明確にすること。

適合証明書に対する照会先

所在地: (郵便番号も記載のこと)

商号又は名称及び所属:

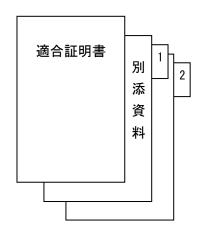
担当者名 : 電話番号 : E-Mail : :

記載上の注意

- 1. 適合証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。なお、回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。
- 2. 内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出する こと。なお、応札者が必要であると判断する場合については他の資料を添付す ることができる。
- 3. 適合証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料 No.」 欄に資料番号を記載すること。

その場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かりやすくすること。

- 4. 資料は、日本語(日本語以外の資料については日本語訳を添付)、A4判(縦置き、横書き)で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。
- 5. 適合証明書は、下図のようにまとめ提出すること。



- ①項目ごとにインデックス等を付ける。
- ②紙ファイル、クリップ等により、順序よくまとめ綴じる。

(案)

契 約 書

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名(以下「甲」という。) と、 (以下「乙」という。)とは、「令和6年度海外の原子力施設の規制情報調査」について、次の条項(特記事項を含む。)により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

Щ

(契約金額)

第2条 金

(うち消費税額及び地方消費税額

円)とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

(契約期間)

第3条 契約締結日から令和7年3月31日までとする。

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止等)

- 第5条 乙は、役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負わせ た業務に伴う当該第三者(以下「下請負人」という。)の行為について、甲に対しすべての責任 を負うものとする。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。
- 3 乙は、第1項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙がこの契約を 遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。また、乙は、 甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

(監督)

- 第6条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。
- 2 甲は、いつでも乙に対し契約上の義務の履行に関し報告を求めることができ、また必要がある場合には、乙の事業所において契約上の義務の履行状況を調査することができる。

(完了の通知)

第7条 乙は、役務全部が完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(検査の時期)

第8条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内にその役務行為の成果について検査をし、合格したうえで引渡し又は給付を受けるものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第9条 前条の引渡し又は給付前に、天災その他不可抗力により損害が生じたときは、乙の負担とする。

(対価の支払)

第10条 甲は、業務完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日(以下「約定期間」 という。)以内に対価を支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(違約金)

- 第12条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として次の各号に定める額を 徴収することができる。
 - (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに本契約の契約仕様書に基づき納品される納入物(以下「納入物」という。)の引渡しを終わらないとき 延引日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額
 - (2) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しが終わる見込みがないと甲が認めたとき 契約金額の100分の10に相当する額
 - (3) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき 契約金額の100分の10に相当する額
 - (4) 甲が本契約締結後に保全を要するとして指定した情報(以下「保全情報」という。)が乙の 責に帰すべき事由により甲又は乙以外の者(乙の親会社、地域統括会社等を含む。以下同じ。 ただし、第16条第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。)に漏洩したとき 契約 金額の100分の10に相当する額
 - (5) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき 契約金額の100分の10に相当する額
 - (6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき 契約金額の100分の10 に相当する額
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約の解除等)

- 第13条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに 解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約金額その他これまでに履行された請負業 務の対価及び費用を支払う義務を負わない。
- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(契約不適合責任)

- 第14条 甲は、役務行為が完了した後でも役務行為の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない(以下、「契約不適合」という。)ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。
- 2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するにはその契約 不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、役務行為の 成果を甲に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかっ たときは、この限りでない。
- 3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担において第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

(損害賠償)

- 第15条 甲は、契約不適合の履行の追完、対価の減額、違約金の徴収、契約の解除をしても、な お損害賠償の請求をすることができる。
- 2 甲は、前項によって種類又は品質に関する契約不適合を理由とする損害の賠償を請求する場合、 その契約不適合を知った時から1年以内に乙に通知することを要するものとする。

(保全情報の取扱い)

- 第16条 乙は、保全情報を乙以外の者に提供してはならない。ただし、甲が個別に許可した場合 はこの限りでない。
- 2 乙は、契約履行完了の際、保全情報を甲が指示する方法により、返却又は削除しなくてはならない。
- 3 乙は、保全情報が乙以外の者(ただし、第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。) に漏洩した疑いが生じた場合には、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、甲に連絡するものとする。また、甲が指定した情報の漏洩に関する甲の調査に対して、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、協力するものとする。

(秘密の保持)

- 第17条 前条に定めるほか、乙は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。
- 2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第18条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、 又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法 律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25 年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、こ の限りでない。
- 2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者(以下「譲受人」という。)が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。
- (1) 甲は、承諾の時において本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。
- (2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の 効力は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2の規定に基づき、甲が 同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるも のとする。

(著作権等の帰属・使用)

- 第19条 乙は、納入物に係る著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む。乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。)を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。
- 2 乙は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の 著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を とるものとする。

3 乙は、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(個人情報の取扱い)

- 第20条 乙は、甲から預託を受けた個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に 含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該 個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することがで き、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。以下同じ。)については、善良な る管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この 限りでない。
- (1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者(第5条第2項に定める下請負人を含む。)に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。
- (2) 甲から預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管 理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託 した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせ ることができる。
- 5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに甲に返還するもの とする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が 発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

(資料等の管理)

第21条 乙は、甲が貸出した資料等については、充分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万 全の措置をとらなければならない。

(契約の公表)

第22条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに 同意するものとする。

(紛争の解決方法)

- 第23条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。
- 2 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

特記事項

【特記事項1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

- 第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
 - (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知 があったとき
 - (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確 定したとき
 - (3) 本契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

- 第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。
 - (1)独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
 - (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3)独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

- 第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、 当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金 額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

- 第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を 解除することができる。
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

- 第5条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再委任者(再委任以降のすべての受任者を含む。)並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。)が解除対象者(前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合に おいて、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、 当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金 額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号 支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

 \angle